

# 旅館業営業許可申請手続きについて

## ①事前相談

- ・予定平面図、地図等を確認し、必要な手続きや構造設備基準について説明します。
- ※建築基準法関係は建築行政課、消防法関係は各区の消防署にご確認下さい。

## ②新潟市ラブホテル建築等規制条例に基づく申し出

1~2か月程度

- ・旅館業に使用する建物を建築※しようとする場合に、**建築確認申請や開発許可申請をする前に必要な手続きです。**

- ・申し出を受理した後、有識者による審議会を開催し、ラブホテルに該当するか否かの審議を行います。

※建築基準法第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替をいう。

【提出書類】 ※◆は各10部ずつ提出してください。

- 旅館・ホテル等建築申出書
- ◆付近見取り図(1/2500)
- ◆配置図
- ◆各階平面図(施設の種別、面積、数を明示したもの)
- ◆立面図  
(4面以上で外観の意匠及び色彩を明示したもの)
- ◆屋外広告物の図面  
(設置場所、形状、意匠及び色彩を明示したもの)
- ◆その他、内装イメージ図、フロント正面図等

## ③ラブホテル非該当通知

※ラブホテルに該当すると判断された場合は、別途必要な手続きがあります。

工期  
1週間

- ・建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発行為の許可申請等
- ・建築、工事

## ④新潟市ラブホテル建築等規制条例に基づく工事完了届

1週間

- ・届出受理後、保健所職員により、計画通りに建築されているかの確認検査があります。

## ⑤旅館業営業許可の手続き

2~3週間程度

- ・許可申請の前に建築及び消防の検査は終わらせてください。

- ・旅館の半径100m以内に学校、公園等がある場合は、管轄部署への意見照会が必要なため、審査に時間がかかります。

【提出書類】

- 旅館業営業許可申請書
- 営業施設所在地を中心とする100m半径の略図
- 各階ごとの平面図
- 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- 消防法令の適合通知書
  - ▶共同浴室がある場合は、詳細平面図、機械設備のフロー図、機器仕様書
  - ▶法人の場合は、定款又は寄付行為のいずれかの写し
  - ▶水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し
  - ▶玄関帳場又はフロントを設けない場合は、代替機能を有する設備に関する書類
  - ▶農家民宿の場合は、農林漁業体験民宿開業に係る申立書

【申請手数料】

- 現金22,000円

## ⑥施設検査

## ⑦旅館業営業許可書の交付

## ※営業開始後に必要な手続き

- 変更届: 施設設備の変更、営業定員の変更、申請書記載事項の変更のとき。(変更後10日以内)
- 停止・再開届: 1か月以上営業を停止するとき。停止していた営業を再開するとき。(停止又は再開後10日以内)
- 廃止届: 営業を廃止したとき。申請者を変更したとき(承継時を除く)。(廃止後10日以内)
- 承継承認申請: 事業譲渡、個人営業者の相続、法人の合併・分割により営業を承継したとき。手数料7,400円。  
(事業譲渡は譲渡が完了するまでの間、相続は被相続人の死亡後60日以内、合併・分割は契約締結後登記するまでの間)